

2019 犬山市プレミアム付商品券事業 参加店 募集のご案内

犬山商工会議所では、消費税・地方消費税10%への引上げが低所得者、子育て世代(0~2歳児)の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを推進するため、「2019 犬山市プレミアム付商品券」発行事業を実施することになりました。

つきましては、本事業の趣旨にご賛同いただき、ご協力いただける参加店の募集をいたしますので、ぜひとも、この機会にご参加賜りますようご案内申し上げます。

1. 商品券の概要

- ① 商品券名 2019 犬山市プレミアム付商品券
- ② 発行総額 3億2500万円 (予定)
- ③ 額面額 @500円券1種
☆プレミアム付商品券は、5,000円分(@500円券×10枚1セット)を4,000円で販売!
- ④ 券種 プレミアム付商品券は、すべて全店共通券(中小店、大型店の区別はありません)
- ⑤ 購入対象者 1. 2019年度住民税非課税者(基準日2019年1月1日) 想定約11,000人
2. 3歳未満の子が属する世帯主×子の数 想定約2,000人

2. 商品券の販売期日及び場所

商品券の販売は、9月28日(土)から一斉販売します。

犬山市南部公民館 9月28日(土)、9月29日(日)

ヨシヅヤ・清水屋・トミダナフコ

9月28日(土)、9月29日(日)

9月30日(月)~令和2年3月22日(日)まで

3. 商品券使用可能期間

令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)までの6カ月間

4. 事業のPR方法

- ① チラシ(参加店一覧表)を作成し、購入対象者全員へ配布
- ② HP(プレミアム専用ページにリンク)に、事業所名、所在地、電話番号を掲載

5. 参加店の登録 (犬山市内の店舗に限ります。)

- ① 大型店、中小店、会員、非会員を問わず
無料

6. 登録の申込締切日

令和元年6月17日(月)~令和2年2月28日(金)

※令和元年7月26日(金)までにお申込みいただくと、購入対象者全員へ配布するチラシ「参加店一覧表」に掲載します。

7. 購入者全員へ配布するチラシ

(1) 参加店一覧表について

- ① 地区別・業種別に、参加店名、電話番号を掲載します。
記載例

1 ○○商店 ☎61-1234

今回は、特典一覧表、クーポン券等の作成、PRは行いません。

8. 登録の申込方法

下記申込書に必要事項を記入の上、同意書を添えて、犬山商工会議所へお申し込みください。

9. その他

- ① 換金手数料 **無料**
- ② 換金方法 犬山商工会議所——名古屋銀行犬山支店振出の小切手で支払います。
市内指定金融機関一窓口にて参加店名義の通帳に入金します。
指定金融機関を希望する場合は、別に申請書を提出してください。
- ③ のぼり旗 参加店には、のぼり旗及びポールを準備します。
- ④ 禁止事項 事業活動に伴う諸経費等の支払い及び購入対象者が商品券の登録店舗の場合、購入した商品券を直接換金することはできません。
別に同意書をご提出していただきます。
違反された場合、参加店資格を取り消します。

10. 事業実施機関

犬山市プレミアム付商品券事業実行委員会

お問合せ先

犬山商工会議所 TEL 0568-62-5233 FAX 0568-61-3986

犬山商工会議所行

FAX 0568-61-3986

令和 年 月 日

(フリガナ) 店舗名			地区 犬山(城下町・犬山駅周辺・その他犬山) 羽黒、城東、池野、楽田
	※店舗名は「参加店一覧表」「HP」へ掲載します。		
所在地	〒 ※所在地は「HP」へ掲載します。		
担当者名			
TEL・FAX	TEL () - ※「参加店一覧表」「HP」へ掲載します。	FAX () -	
業種	小売業 ・ 飲食業 ・ その他 () コンビニ ・ 大型店(売場面積500㎡以上)		
換金方法	・商工会議所で小切手を受領 ・金融機関での口座入金 (銀行・信金 支店) ※金融機関で換金を希望する場合は、別に申請書を提出してください。 ※大型店は、商工会議所での換金のみとなります。		

- ※ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条の適用を受けている店舗
「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の適用を受ける店舗、その他犬山市プレミアム付商品券事業実行委員会が別に定める業種は登録できません。
- ※ ご記入いただいた情報は、犬山市プレミアム付商品券事業に係る管理並びに消費者及び特定金融機関等への案内・情報提供に利用いたします。
- ※ 店舗名・TELは、購入対象者全員へ配布するチラシ「参加店一覧表」及び当所ホームページに、所在地は当所ホームページに掲載する内容となります。

2019 犬山市プレミアム付商品券事業 参加店 同意書

犬山商工会議所が受託して実施する「犬山市プレミアム付商品券事業」(以下、「本事業」という。)の趣旨に賛同し、参加申込をします。

なお、参加にあたっては、犬山市プレミアム付商品券事業実施要領のほか、下記の事項を遵守することに同意します。

1. 趣旨

消費税・地方消費税10%への引上げが低所得者・子育て世代(0~2歳児)の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に実施します。

2. 参加店の遵守事項

①商品券の使用

参加店は、消費者が商品券で物品の購入またはサービスを受けようとするときには、現金同様に取扱うものとする。ただし、商品券で代金を受領する際、釣銭が発生してもそれを支払わないものとする。

②使用可能期間以外の商品券の受領

商品券の使用可能期間(令和元年10月1日より令和2年3月31日)以外の期間の商品券の受領は行ってはならない。

③参加店の禁止事項

1. 購入対象者(家族を含む)が登録店の場合、購入した商品券を登録店で使用せず、直接換金すること
2. 事業者間取引(商品・諸経費の支払い)に伴う代金を支払うこと

④換金期日

令和2年4月23日(木)までに商品券の換金を終了するものとする。

令和 年 月 日

店舗名

代表者名

印